

公表用

令和5年3月17日

自 第 49 号議案

至 第 51 号議案

令和5年第1回
八王子市議会定例会議案(2)

八王子市

目 次

第49号議案	一般職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する 条例設定について……………	1
第50号議案	八王子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例設定について……………	3
第51号議案	学校給食センター檜原新築工事請負契約の変更について……………	5

第49号議案

一般職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する
条例設定について

一般職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
設定するものとする。

令和5年3月17日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

一般職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例
一般職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和28年八王子市条例第24号）
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1・2 (略) 3 前項の規定は、 令和5年5月7日 までの 間で市規則で定める日限り、その効力を失 う。ただし、 同日までに同項 に規定する業 務に従事したことにより支給することとな った危険業務手当で、 同日後 に支給するも のについては、同項の規定は、 同日後 も、 なお効力を有する。	附 則 1・2 (略) 3 前項の規定は、 令和5年3月31日 まで の間で市規則で定める日 (以下「失効する 日」という。) 限り、その効力を失う。た だし、 失効する日前に前項 に規定する業 務に従事したことにより支給することとな った危険業務手当で、 失効する日以後 に支給 するものについては、同項の規定は、 失効 する日以後 も、なお効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第50号議案

八王子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和5年3月17日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

八王子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年八王子市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1～3 (略) 4 前2項の規定は、一般職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和28年八王子市条例第24号）附則第3項に規定する市規則で定める日限り、その効力を失う。ただし、 同日まで に附則第2項の規定により支給することとなった報酬で 同日後 に支給するものについては、前2項の規定は、 同日後 も、なお効力を有する。	附 則 1～3 (略) 4 前2項の規定は、一般職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和28年八王子市条例第24号）附則第3項に規定する市規則で定める日 （以下「失効する日」という。） 限り、その効力を失う。ただし、 失効する日前 に附則第2項の規定により支給することとなった報酬で 失効する日以後 に支給するものについては、前2項の規定は、 失効する日以後 も、なお効力を有する。
5～12 (略)	5～12 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第51号議案

学校給食センター檜原新築工事請負契約の変更について

下記のとおり工事請負契約を変更するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

令和5年3月17日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

令和3年12月17日第193号議案で議決を経て、令和4年7月26日に専決処分をした学校給食センター檜原新築工事請負契約の締結についての一部を次のように変更する。

記中

「2 契約金額 金12億1,587万4,000円」を

「2 契約金額 金12億3,352万9,000円」に改める。